

デイサービスセンターさくら 重要事項説明書

指定通所介護（指定介護予防通所介護、指定介護予防通所介護に相当する第1号通所事業）の提供開始にあたり、指定居宅サービス等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日付け厚生省令第37号）第105条により準用される同基準第8条の規定に基づいて、当事業者が利用者に説明すべき事項は、次のとおりです。

1 事業者

- | | |
|--------------|----------------|
| (1) 事業者の名称 | 社会福祉法人 横手福祉会 |
| (2) 事業者の所在地 | 秋田県横手市駅前町14番9号 |
| (3) 事業者の法人種別 | 社会福祉法人 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 佐々木 兼光 |
| (5) 電話番号 | 0182-38-8033 |
| (6) FAX番号 | 0182-38-8035 |

2 ご利用施設

- | | |
|----------------|---|
| (1) 施設の名称 | デイサービスセンター さくら |
| (2) 施設の所在地 | 秋田県横手市駅前町14番9号 |
| (3) 施設長(管理者)氏名 | 大山 育子 |
| (4) 施設の種別 | 老人デイサービスセンター |
| (5) 介護保険事業所の指定 | 種類：通所介護
介護予防通所介護
介護予防通所介護に相当する第1号通所介護
番号：横手市 0570318378号 |
| (6) 電話番号 | 0182-38-8033
0182-38-8074 |
| (7) FAX番号 | 0182-38-8035 |
| (8) 利用人数・営業日 | 定員20名：月～土営業
*ただし12/31・1/1・2は除く |
| (9) 営業時間 | 9時00分 ～ 16時00分 |

3 ご利用施設の併設事業所

- | | |
|----------------|--|
| ① (1) 施設の種別 | 特別養護老人ホーム さくら |
| (2) 介護保険事業所の指定 | 種類：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
定員29人
番号：横手市 0590300158号 |
| (3) 電話番号 | 0182-38-8033 |
| (4) FAX番号 | 0182-38-8035 |

- ② (1) 施設の種類 老人短期入所施設
 (2) 介護保険事業所の指定 種類：短期入所生活介護 定員 20人
 番号：横手市 0570318386号
 (3) 電話番号 0182-38-8033
 0182-38-8073
 (4) FAX番号 0182-38-8035

4 事業の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とします。

(2) 施設運営の方針

要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行います。

5 施設の概要

(1) 構造等

- 敷地 2,658.06㎡
 建物：構造 木造2階建（耐火建築）
 ：延べ床面積 2,658.06㎡（デイサービス353.09㎡）
 ：利用定員 20人

(2) ユニット

居室・設備の種類	室数	面積	備考
デイルーム	1室	10.7㎡	
口腔ケアコーナー	1室	10.5㎡	
静養室	1室	2.0㎡	
大浴場	1室	15.7㎡	
個浴	1室	7.1㎡	
便所・汚物処理室	1室	1.9㎡	

(3) 主な設備

設備の種類	室数	面積	備考
機械浴室	1室	15.7㎡	特殊浴槽
医務室	1室	8.8㎡	
調理室	1室	42.05㎡	

洗濯室	1室	16.3㎡
介護材料室	4室	3.4㎡

6 職員体制（主たる職員）

- (1) 管理者 1名（常勤で特別養護老人ホーム・短期入所生活介護兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。
- (2) 生活相談員 2名
生活相談員は、指定通所介護の利用申込にかかる調整、通所介護計画の作成等を行います。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたります。
- (3) 介護職員 5名以上
介護職員、看護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたります。
- (4) 看護職員 1名
看護職員は、各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行います。
- (5) 機能訓練指導員（作業療法士） 1名
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。

7 職員の勤務体制

- (1) 施設長：正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務 月8休
- (2) 生活相談員：正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務 月8休
- (3) 看護職員：日勤（8：30～17：30）月8休
- (4) 介護職員：日勤（8：30～17：30）月8休
- (5) 機能訓練指導員：（8：30～17：30）月8休
- (6) 栄養士：正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務 月8休

8 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

【食事】・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。

- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 昼食 12：00～

【排泄】・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

【入浴】・入浴又は清拭を行います。

- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

【機能訓練】・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

【健康管理】・看護職員が健康管理を行います。

【口腔ケア】・口腔機能の向上のために、口腔清掃の指導、摂食、嚥下機能に関する訓練を行います。

【アクティビティ】・集団でのレクリエーションを行います（創作活動による機能訓練を行います）。

【送迎サービス】・ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。
サービス提供区域は横手市（旧横手市・平鹿町・増田町・山内村・大雄村）となります。

9 利用料金

(1) 介護保険対象サービス

要介護度		単位	利用料	利用者 1割 負担額	備 考	
基本 部分	総合 事業	要支援1	1ヵ月	16,470円	1,647円	
		要支援2	1ヵ月	33,770円	3,377円	
	通所 介護	要介護1	1日	6,560円	656円	
		要介護2	1日	7,750円	775円	
		要介護3	1日	8,980円	898円	
		要介護4	1日	10,210円	1,021円	
	要介護5	1日	11,440円	1,144円		
加 算 分	総合 事業	サービス提供 体制強化加算 I（イ）	1日	180円	18円	介護職員のうち介護福祉士 が占める割合が5割を満た している
		生活機能向上 グループ活動 加算	1ヵ月	1,000円	100円	生活機能の向上を目的とし たグループ活動を行った場 合
		運動器機能向 上加算	1ヵ月	2,250円	225円	運動機能向上サービスを利用 した場合
		若年性認知症 利用者受入加 算	1ヵ月	2,400円	240円	受け入れた若年性認知症利 用者ごとに個別の担当者を 定めている
		サービス提供 体制強化加算 I（イ）	1ヵ月	支援1 720円 支援2 1,440円	72円 144円	介護職員数等が基準を満た している

通所 介護	入浴介助加算	1日	500円	50円	入浴介助サービスを利用した場合
	若年性認知症利用者受入加算	1日	600円	60円	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている
	認知症加算	1日	600円	60円	介護職員、看護師の職員数等が要件を満たしている
	中重度者ケア体制加算	1日	450円	45円	介護職員、看護師の職員数等が要件を満たしている
	サービス提供強化加算Ⅰ(イ)	1回	180円	18円	介護職員のうち介護福祉士が占める割合が5割を満たしている
	時間延長加算	1時間	500円	50円	時間を延長してサービスを利用した場合
	個別機能訓練加算Ⅰ	1日	460円	46円	作業療法士等が機能訓練を行った場合
	個別機能訓練加算Ⅱ	1日	560円	56円	作業療法士と介護職員等が共同して機能訓練を行った場合
	介護職員処遇改善加算	1ヵ月	1ヵ月の総単位数に4.0%を乗じた額		介護サービス費と加算に対して一律4.0%が上乘せされます。

※ 該当する加算が算定されます。

(2) 食費及びおむつ代

- ・食費（1回あたり）：昼食 500円（おやつ含む）
おやつのみの場合は50円

- ・おむつ代：実費

(3) 日常生活費等

- ・レクリエーション材料費、日常生活上必要な物品の購入費：実費

(4) その他の費用

- サービス記録複写物の交付（1枚）：20円

(5) 利用料金の支払方法

利用料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ・窓口での現金支払
- ・指定口座への振り込み：秋田銀行 横手条里支店 普通預金 629306
- ・指定口座からの引き落とし：秋田銀行・北都銀行・

J Aあきたふるさと

10 苦情等申立先

(1) 事業者の苦情受付窓口

窓口担当者 生活相談員 菅 ルミ子 ・ 山口侑香
 ご利用時間 月曜日から土曜日 9:00～17:00
 苦情受付ボックス（玄関に設置）

(2) 事業者以外の苦情受付機関

横手市役所 高齢ふれあい課 介護保険係	所在地 秋田県横手市中央町8-2 横手地域局内 電話番号 0182-35-2134 FAX 0182-26-2188
秋田県 国民健康保険 団体連合会	所在地 秋田県秋田市山王4丁目2-3 市町村会館4階 電話番号 018-883-1550 FAX 018-883-1551 受付時間 平日 9:00から17:00
秋田県福祉サービス 相談支援センター	所在地 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館 電話番号 018-864-2726 受付時間 平日 9:00から17:00

11 非常災害時の対策

- (1) 非常時の対応：別途定める「特別養護老人ホームさくら消防計画」にのっとり対応を行います。
- (2) 近隣との協力関係：駅前町町内会（横手消防団第2分団）と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。
- (3) 平常時の訓練等防災設備：別途定める「特別養護老人ホームさくら消防計画」にのっとり、年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。

設備人稱	個数等	設備人稱	個所
スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	なし
避難階段	4個所	屋内消火栓	あり
自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
誘導灯	8個所	漏電火災報知機	あり
ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
カーテン布団等は防災性能のあるものを使用しております。			

- (4) 消防計画等：消防署への届出日：平成22年4月14日
- (5) 防火管理者：大山 育子

1 2 当施設ご利用の際に留意いただく事項

【体調不良時の対応方法】

- ・ 血圧や体温がいつもの利用時と明らかに違う時、風邪症状や嘔吐・嘔気・下痢等の症状があった時、既往歴のない意識消失等、受診の必要性があると思われる症状があった時は、御自宅へ帰って頂き、御家族様より様子をみて頂く場合があります。

デイサービスでは、病院受診の対応はできませんので御了承ください。

【居室・設備・器具の利用】

- ・ 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・ 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

【喫煙・飲酒】

- ・ 施設内は禁煙です。
- ・ 飲酒はできません。

【迷惑行為等】

- ・ 騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。

【宗教活動・政治活動】

- ・ 施設内で他の利用者や職員に対する宗教活動、政治活動及び営利活動を行うことはできません。

【動物飼育】

- ・ 施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

